

# 新型コロナウイルス禍における災害ボランティアセンターの設置・運営等の 考え方と留意点について

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

令和2年7月1日

## 1 災害ボランティアセンターの基本事項を前提として

新型コロナウイルス感染拡大の状況下における、災害ボランティアセンター（以下、「災害 VC」という。）の設置について、そもそもの前提となる災害 VC の基本事項や特性を理解した上で判断する必要がある。また、発災前に各市町での災害 VC の運営・設置方針等について、市町行政と協議し、合意形成を図っておく必要がある。

それらについては、別紙「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協の考え方～」を参考にしていきたい。

## 2 被災状況の把握

- 災害 VC 設置の判断において被災状況の把握は必須である。
- 被災地域へ赴く際は、感染防止対策（派遣者の検温・体調確認、マスク・消毒液の準備、まめな手洗い・うがい）を行う。感染疑いのある被災者への対応の可能性に備え、防護服も準備しておくが良い。（床下ニーズ対応時の装備品（ゴーグル、使い捨て防護服）はそのまま感染症対策にも使用できる。）
- 新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況下において、避難所への避難に消極的になる可能性が高い。そのため、在宅避難者や車中避難者の増加が予想される。
- 在宅避難者等に対する支援ニーズ（配給等の情報提供、物資支援、安否確認等）が増加する可能性を視野に、社協（災害 VC）としての対応や自治体との連携を考慮しておく。
- 事前に地域において、新型コロナウイルス感染拡大状況下での避難行動の再確認を行っておくことが望ましい。

## 3 災害 VC の設置判断について

- 災害 VC の取り組みは、「ボランティアをマッチング」することだけではないため、単に新型コロナウイルスを理由に設置をしないという判断は適当ではない。
- 被災者ニーズに対して、様々な角度から取り組みの方法を考えていくことが必要である。
- 仮に、災害 VC を設置しないという判断に至っても、そのことが社会的に被災地・被災者への支援や関心を減らしてしまう可能性について、十分配慮し、社協の使命として地域福祉を推進している立場であることをよく理解し、支援体制を丁寧に確立していくこと。
- 県内外における新型コロナウイルス感染拡大の状況や緊急事態宣言の有無、移動の自粛要請、新しい生活様式、各市町での対応方針等、刻一刻と状況は変化するため、その状況については平時からしっかり把握し、全職員で共通認識しておくこと。

## 4 災害 VC の活動方針について

- 基本的に、人と人（被災者同士、被災者とボランティア、ボランティア同士）とが近距離で接し

ないよう、身体的距離を確保（できるだけ2 m（最低1 m））した形での活動を検討する。

○炊出しやサロンなど、1か所に多人数が集まる形での活動は実施しない。

○ボランティア活動者が複数の災害 VC に行かないようお願いをする（ボランティア活動者が複数の災害 VC に行くことで感染拡大のリスクが高まるため）

<感染防止に努めながらできるボランティア活動（例）>

- ・作業系のボランティア活動（少人数での対応）
- ・物資配布や情報提供（1か所での配布でなく訪問を検討）
- ・被災者への資機材の貸出（ドライブスルー方式など、密にならない方法を検討）

## 5 ボランティアの募集の判断について

○被災地の状況やニーズ量、地域の世帯分布や互助力の強さ、地元関係団体やボランティアの支援力、地元や近隣市町等の新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を総合的に判断する必要がある。

（規模感に応じた判断の STEP）

- ①地域住民や地元社協の登録ボランティア、関係団体等による人員の確保で解決できる規模か
- ②隣接する自治体及び社協からの応援体制が確立できるのか、その規模感なのか
- ③県内全域からの応援体制で対応できる規模感なのか

○ボランティアを募集する場合と募集しない場合の影響（効果とリスク）も十分に検討し、判断していく。

	ボランティアを募集する場合	ボランティアを募集しない場合
効果（メリット）	被災地の早期復興 被災者の負担軽減	災害 VC 経由での感染リスクがない
リスク（デメリット）	ボランティアを介した感染リスク 被災地の感染への不安感 他地域への感染拡大	被災地の復興遅延 被災者の負担増 復興への不安感 個人ボラや団体が直接入ってくる可能性

○募集の範囲については、被災地区近隣及び市町域内に制限することが適当である。緊急事態宣言が発せられている期間はもとより、感染拡大の懸念がある程度なくなるまでは、広域に不特定多数のボランティアを募集することは行うべきではない。

○被災地市町内での対応が困難であり、市町域や県域を越えてボランティア募集を拡大する場合は、市町行政と協議し、「県の『警戒度に応じた行動基準』に沿った対応案（栃木県県民生活部県民文化課提供）」（別添資料）を参照の上、被災地域住民のニーズや意見等を踏まえ判断する。なお、必要に応じて専門家等（感染症対応の有識者（医師、保健師等）、災害対応の有識者）や栃木県・県社協とも協議する。

○ただし、専門スキルを持つ団体等、人材の必要性が高く、参加者の特定が可能な場合には、感染防止に十分配慮した上で、市町域・県域をまたぐ受援について柔軟に判断する。

○ボランティアを募集する（しない）判断をした際には、判断の理由やニーズへの対応の仕方等について、被災者や地域、行政等関係機関に十分な説明をする必要がある。



#### <受付・オリエンテーション>

- ・受付の前に市内の感染状況や感染防止対策へのご協力に関する掲示やソーシャルディスタンスを促す標記を目立つ場所に設置する。
- ・接触人数の最小化（最低限のスタッフの配置）
- ・事前登録の場合、スタッフによる本人確認（紙ベースに多人数が記入することは避ける）
- ・受付場所を複数に分散させる、時間を分ける
- ・受付時の体温測定（非接触型の体温測定器を準備）と体調確認
- ・オリエンテーション資料・1日の流れのウェブ公開や事前送付
- ・Zoom、YouTube等を活用した事前オリエンテーションの実施

#### <マッチング・送り出し>

- ・密集状態を避けるため、基本的には来た順でマッチング（事前登録の場合は活動内容を示しておく）
- ・送り出す際に被災者に必ず連絡し、事前に被災者の体調確認を行う
- ・車の乗り合いはしない（自身の車を使う）
- ・駐車スペースの関係等の理由により、乗り合いする場合には、1つの車両に密集することが無いよう調整し、移動時は窓を開け換気を行う
- ・ドライブスルー方式でのマッチングなどの工夫

#### <ボランティア活動時>

- ・被災者・ボランティア同士の距離を十分にとる
- ・屋内作業時はマスクの着用、手指の消毒、換気をする
- ・近い距離や真正面での会話を避ける
- ・資機材の共用は避ける
- ・屋外でのマスクの着用については、身体的距離が十分に保たれ、粉じん等がない場合は、適宜外しても良い（熱中症のリスクについても配慮する）

#### <活動後>

- ・使用資機材の洗浄、消毒
- ・手洗い、うがいの徹底
- ・報告場所は屋外にする
- ・活動後は速やかに帰ってもらう
- ・公共交通機関を利用する方へ周りの利用者への配慮の促し（汚れを落とす、着替える等）

#### <随時>

- ・センター内の設備・備品の消毒、換気を随時実施
- ・使用後のマスクや手袋などの廃棄時における感染予防の徹底
- ・運営スタッフの毎日の検温、手洗い、うがいの徹底
- ・運営スタッフの分散対応

## 9 情報発信について

- 災害発生直後、HP 等で次の内容を発信する。
  - ・被災状況を丁寧に把握しつつ、新型コロナウイルスへの対策をしながら、どのような支援活動が可能かを検討していること。
  - ・災害 VC の設置について慎重な判断が求められること。
- ※いつ頃までにセンター設置の判断をする、という目安を最初に出しておくことで、電話等による問い合わせを減らすことができる。
- 災害 VC において感染予防の取り組みをしていることをアピールする（消毒の徹底をしていることなどを示し、ボランティアが安心して申し込めるように配慮）
- 物資による支援を希望する方が増えることが予想される。災害 VC として物資支援を受入れするかどうかの方向性を、あらかじめ発信しておく。
- 物資を受け入れる場合は、何をいつまでに、どのような方法で受け入れるのか等をしっかり発信しておく。

## 10 運営支援について

- 運営支援として、外部団体や社協職員派遣が支援に入ることがあるが、多人数が入れ替わり支援に入る状況は避けた方がよい。
- 外部からの運営支援者は、中長期的に支援に入れる支援者のみとするなどの工夫が必要。災害の規模等にもよるが、県内社協職員派遣についても、同様に考えていくことが望ましい。
- なお、県外に広く支援を求められない状況を踏まえると、運営支援以外に、県内社協間でのボランティアや資機材・備品の確保等の支援も必要になる。

## 11 新型コロナウイルス感染の事態に備えて

- ボランティアや被災者（依頼者）、運営支援者の連絡先等のリストを整備しておく。
- 感染者が出た場合に速やかに対応できるよう、フローや連絡手段（行政・保健所等への連絡、濃厚接触者への連絡、電話・メールなど）についてあらかじめ決めておく。
- 行政等とも事前に協議し、感染症対策の専門家などを運営側に加えておくことが望ましい。
- ボランティア活動保険において、新型コロナウイルスが補償の対象となっているが、ボランティア活動中に感染したことを合理的に示す必要があるため、保険金の支払いにおいても証明が難しくなることが想定される。

## 12 感染予防のために災害 VC で準備しておくことが望ましいもの

<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> 消毒液（手指消毒用）
<input type="checkbox"/> 石鹸・ハンドソープ	<input type="checkbox"/> うがい薬
<input type="checkbox"/> 使い捨て紙コップ	<input type="checkbox"/> 非接触型体温計（サーマルカメラ）
<input type="checkbox"/> 飛沫防止シート・アクリル板	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋
<input type="checkbox"/> ビニール袋	<input type="checkbox"/> 除菌スプレー（除菌清掃用）
<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ、ペーパー（除菌清掃用）	<input type="checkbox"/> フェイスシールド（ゴーグル）
<input type="checkbox"/> 防護服・感染予防着（使い捨て）	<input type="checkbox"/> 感染防止や注意事項についての掲示物

※事前の準備や有事の際の調達ルートを検討しておく必要がある（活動資機材も含め）。

### 13 添付資料

- 全国社会福祉協議会「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営の考え方について」
  - 県の「警戒度に応じた行動基準」に沿った対応案（栃木県県民生活部県民文化課提供）
- 

#### 【作成協力】

栃木県、とちぎ災害支援のあり方検討会、栃木県内市町社会福祉協議会

#### 【参考資料】

- ・全国社会福祉協議会「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営の考え方について」
- ・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」
- ・東京都ボランティア・市民活動センター「新型コロナウイルス感染拡大防止下における災害ボランティアセンターの設置・運営の考え方ガイドライン（第一次案）」

県の「警戒度に応じた行動基準」に沿った対応案（栃木県県民生活部県民文化課提供）

	項目	警戒度		
		特定警戒	感染拡大注意	感染観察
行動基準	外出自粛の要請	<b>【法45①による要請】</b> ・ 不要不急の外出 ・ 都道府県をまたぐ移動 ・ クラスター発生場所	<b>【法24⑨による要請】</b> ・ 都道府県をまたぐ移動 ・ クラスター発生場所、3密場所 ※ハイリスクの方には不要不急の外出自粛を要請	<b>【法によらない協力依頼】</b> ・ 特定警戒都道府県への移動 ・ クラスター発生場所、3密場所を避けるよう依頼
	施設の使用制限	<b>【法24⑨、45②による要請】</b> 遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等幅広く対象 ※条件付での除外もあり得る	<b>【法24⑨による要請】</b> クラスターのおそれがある施設、3密施設への使用制限の協力要請	<b>【法によらない協力依頼】</b> ・ 使用制限の要請は行わない ・ 一般感染対策や3密回避の徹底を依頼
	イベント開催自粛の要請	<b>【法24⑨、45②による要請】</b> クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは、開催自粛	<b>【法24⑨による要請】</b> クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは、開催自粛	<b>【法によらない協力依頼】</b> 全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼
	学校生活	休業又は分散登校	分散登校又は通常登校通	通常登校
対応案	災害ボランティアセンターのボランティア募集	・ 他県からの受入れは行わない。 ・ 市町域を超える受入れについては、住民ニーズが高い場合であっても慎重に判断する。	・ 原則として市町域を超える受入れは行わない（住民ニーズが高い場合は市町の判断で受入れ可）。	・ 市町域を超える受入れは可とする。 ・ 特定警戒都道府県以外の都道府県からの受入れは可とする。 ・ 特定警戒都道府県からの受入れは行わない。 <sup>注</sup>

※ 他県からの受入れに際しては、ボランティアの居住都道府県の行動基準を確認のうえ判断する。

注 全社協では「感染症の拡大懸念がある状況では（中略）広くボランティアの参加を呼びかけることはしない」としていることから、「感染観察」期においては特定警戒都道府県以外からの受入れは可とする。